

平成30年第7回

幸手市教育委員会定例会会議録

招 集 期 日	平成30年7月10日(火) 午前9時30分					
開 会 場 所	幸手市立幸手小学校 3階 視聴覚室					
開会の日時・宣告者	平成30年7月10日(火) 午前9時30分			山西 実		
閉会の日時・宣告者	平成30年7月10日(火) 午前11時58分			山西 実		
出席 状況	職 名	氏 名	摘 要	職 名	氏 名	摘 要
	教 育 長	山 西 実	出席	教 育 委 員	前 田 一 郎	出席
	職務代理者	中 根 政 美	出席	教 育 委 員	満 木 信 吉	出席
	教 育 委 員	尾 島 紗 緒 里	出席	教 育 委 員	齊 藤 一 夫	出席
				書記:大竹 孝典・河口 奈緒		
議 事 参 与 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	教 育 部 長	小 森 谷 進				
	総 務 課 長	長 田 広				
	指 導 課 長	堀 越 成 夫				
	社会教育課長	尾 崎 武				
	庶 務 課 主 幹	都 築 拓 也				

会議事件名	顛末
<p>開 会 午前9時30分</p> <p>日程第1 幸手小学校の運営状況等について</p>	<p>教育長 開会を宣する。</p> <p>幸手小学校長 幸手小学校の運営状況等について、資料により説明する。 《質疑》</p> <p>満木委員 スキルタイムは大変素晴らしいので、是非継続していただきたい。また、有名な科学者は皆、昆虫好きと言われているが、あれだけ精密な物を人間は決して作れないところからも、ホウネンエビの観察やホタルの鑑賞は、素晴らしい取組だと思う。それから、幸手小だよりを読んだが、WHO（世界保健機関）がゲーム障害を国際疾病分類に入れたことや家読など、全ての学校に周知してほしいことが全て網羅されており、素晴らしいと感じた。</p> <p>幸手小学校長 ちょうどWHOの話題が出たところでもあり、夏休みを迎える時期でもあることから、「家族で読書」に繋げていただきたいと掲載したものである。</p> <p>齊藤委員 「あいさついっぱい」運動は、高学年が中心になって実施しているのか。また、その際は、通常より早めに登校しているのか。</p> <p>幸手小学校長 全ての学年が対象で、今月は何年何組が当番と決めて、実施している。通常どおりの時間で登校し、登校してきた児童から順に校門に立って、後から来る児童にあいさつするものである。</p> <p>齊藤委員 こういった取組をやっている学校は、ほかにもあるのか。</p> <p>幸手小学校長 全クラスでやっているところは無いと思う。</p> <p>齊藤委員 近所でも、挨拶がしたいけど一声がなかなか出ない児童がいる。</p>

満木委員

先月起こった大阪北部地震では、小学校のブロック塀が倒壊して児童が犠牲となったが、市内小・中学校のブロック塀の調査はされたのか。

教育部長

建築基準法施行令で定める基準に基づき調査を行い、結果については6月議会の最終日に市議会議員へ報告したところである。併せて通学路の調査も指導課から各校にお願いするとともに、PTAにもお願いしたところである。

満木委員

危険な箇所については、既に対応されたのか。

教育部長

今はまだ現状把握をした段階だが、境界域線上のブロック塀については、ほとんどの学校が基礎と寸断ブロックの上にフェンスが設置されている状況で、危険箇所は少なかった。今後、国では支援制度を検討しているようなので、これを踏まえながら対応にあたっていきたい。

教育長

建築基準法施行令の基準に合わない学校は1校のみだった。現在は夏休みに向けて、PTAと一緒に通学路のブロック塀調査を進めているところである。ただし、個人宅については教育委員会で対応することは不可能なので、建設経済部から指導をお願いしていくことになるかと思う。

尾島委員

ブックビンゴの取組は、いつ頃から始められたのか。

幸手小学校長

昨年度から取り組んでいる。

尾島委員

初めて聞いた取組だが、素晴らしい取組なので是非、他校にも広めていただきたい。

教育長

家読は、子どもに家での読書を勧めるだけでなく、保護者も一緒に読むという取組でよいか。

幸手小学校長

①子どもが親に読んで聞かせる、②親と一緒に同じ本を読む、③親も子もそれぞれ自分が読みたい本を読む、④妹や弟に読んで聞かせる、といった様々な取組があるが、同じ時間を共有しながら読書に親しむ取組である。

	<p>前田委員 学校だよりを読むといつも幸手小学校が目にとまると思 っていたら、常に表紙を飾るからだと気が付いた。これは 他校に比べてすごいアドバンテージだと思う。森校長はP Rが上手いので上手に活用して、これからも頑張ってい だきたい。</p> <p>中根職務代理者 今の子ども達に取り組んでいただきたいと思うことが全 て取り組まれているという印象を受けた。先程、森校長か ら自校の自慢として様々な取組をご説明いただいたが、裏 を返せば子ども達の自慢や自信に間違いなく繋がると思 う。4年生の合唱も素晴らしかった。また学力向上の取組 では、低学年が算数、中学年が国語、高学年が特別の教科 道徳という形で、子どもの発達段階に合わせて少しでも子 ども達が意欲的に取り組めるよう計画された学力向上策 だと感じた。今後ともよろしくお願いしたい。</p>
<p>日程第 2 前回会議録の承認</p>	<p>教育長 平成 30 年第 6 回教育委員会定例会の会議録の内容につ いて質問を求める。 《質疑》 質疑なし。 《承認》 全員異議なく承認。</p>
<p>日程第 3 個人情報の取り扱い について</p>	<p>総務課長 個人情報保護法の改正点等について、資料等に基づき説明 する。</p> <p>都築主幹 幸手市個人情報保護条例と学校で取り扱う個人情報との 関わりについて、資料等に基づき説明する。 《質疑》</p> <p>満木委員 学校間で児童・生徒の名簿を交換するのは、幸手市個人情 報保護条例第 13 条に規定する外部提供に当たるか。</p> <p>総務課長 市の機関なので、目的外利用に当たる。</p> <p>満木委員</p>

	<p>各校が幸手市教育委員会に名簿をあげる場合はどうか。</p> <p>総務課長 学校が名簿を集める際に利用の目的に入っていれば、目的外利用に当たらない。当然、教育委員会が行う就学援助や様々な業務では、学校が持つ個人情報が必要となるし、本来であれば学校でやる業務を教育委員会に取りまとめ、その成果品を校長から保護者に通知するといった場合もある。これはあくまで目的内利用であり、業務の一貫である。</p> <p>満木委員 この質問の趣旨は、開示請求や修正・訂正・削除を求める場合、学校に求めるのか、それとも母体である幸手市教育委員会に求めるのかを確認したかった。今の総務課長の説明だと、学校が収集主体となるので、開示請求などの権利行使は、学校に対して行うこととなるのか。</p> <p>総務課長 基本的には、全校の名簿は教育委員会で持っていないので、開示請求等は受けられない。</p> <p>満木委員 持っていないのか。</p> <p>総務課長 教育委員会の業務で、全校の児童・生徒名簿等が必要になることは無いので、各校で保管・管理しており、必要に応じて情報の提供を受けている。</p> <p>満木委員 図書館は、誰がどういった本を読んだかという情報があがってくる非常にプライベートな組織だと思うが、同じ教育委員会に属する組織として、情報はどのように取り扱われているのか。</p> <p>総務課長 あれは、図書館の本を利用するために収集している情報なので、教育委員会が利用することは、目的外利用に当たってしまう。</p> <p>満木委員 責任は、収集主体の図書館が負うのか。</p> <p>総務課長 幸手市立図書館は指定管理者に委託しており、最終的には所管課が責任を負うことになるが、個人情報の取り扱いについては当然、業者と市の間でルールを締結している。</p>
--	---

	<p>総務課長 全体的にどういった本が借りられているかという情報は目的内利用となるが、社会教育課と指定管理者の間で本の購入を検討する際に、個人の趣味・趣向といった情報は必要ない。</p> <p>満木委員 教育長。教育委員会は全部の名簿を持っていないのか。</p> <p>教育長 基本的には、教育委員会で全部の名簿を持たなければならないといった法的な義務付けはない。学級数や教職員の配置に関わる人数の報告は当然必要となる。</p> <p>中根職務代理人 個人情報収集した後の管理を適切に執行しなければならないということは良く分かった。今回の協議事項に繋がった件として、保護者から個人情報の提供、公表、掲載を断られた場合、一部空欄にして名簿を作成する方法もあるとの説明があったが、それが正しい措置と言えるのか。一部空欄にすることが差別的な扱いと捉えられることがあるとすれば、名簿自体を無くしていくべきなのか。</p> <p>総務課長 基本的に法律や条例は、施行することで生まれる感情等を勘案して作られてはいない。名簿に載せてほしくない人もいれば逆の人もいるので、全体としてどちらか意思を尊重して対応するかしかないと思う。</p> <p>中根職務代理人 そうすると、教育委員会は相談に応じるのみで、最終的には情報を持っている校長が判断することになるのか。</p> <p>総務課長 最終的な責任者は教育長となるが、個人情報を管理している責任者が判断することになる。</p> <p>満木委員 この問題は、プライバシーや表現の自由と同様に、個人情報をあまりに守りすぎると公益性が損なわれることになるので、非常に難しい問題だと思う。校長に判断を任せるのは、負担が大きいのではないか。</p> <p>教育長 中根職務代理からご指摘いただいたように、名簿に載せてほしくない人が少数の場合は、名簿の一部を空欄にすると</p>
--	--

法的な措置は守られても差別感情が生まれる可能性がある。一方で、個人情報保護の動きが加速して空欄だらけの名簿になってしまうと、名簿の体を成さなくなってしまう。その辺を視野に入れつつ、これをどう判断していくかが問題である。

総務課長

連絡網に自宅の電話番号や氏名を載せないでほしいという家庭が増え、一部を空欄にすると連絡網の体を成さなくなることから、10年以上前からほとんどの学校で廃止となり、代わりに個人が自ら登録して必要な情報が入る、緊急連絡メールになった。

今回、ご協議いただくことになった発端は、入学式等での名簿の取り扱いについてだが、参加者全員に名簿を配布すると、児童・生徒が入場してくる際に顔と名前が一致してしまうので、個人情報担保されない恐れがある。そこで、教育委員や来賓が職務の一貫で顔と名前を確認することを考えれば、しおりと名簿を別にして、然るべき人に配る方法がよいかと思う。

前田委員

今回の議題は、私が4月の定例会で、幸手中学校の入学式での名簿の話をしたことが発端だと思う。入学式の名簿に関しては、資料のQ&Aにもあるように、私は一部空欄で作るべきだったと思う。次年度にどうするかという判断は、学校側で考えることだと思うが、一部空欄で作り始めたら多分、10年後には名簿の必要性が失われ、総務課長から話があったように名簿としおりを分けるかといった議論も必要になるかと思う。しかし、教育委員は来賓祝辞ではなく、告辞として出席しているので、名簿が無いのはいかがかと思う。これは、市として統一すべきことなのか。

教育長

市民や保護者の理解を得ていく必要があると思う。

尾島委員

私は、PTAの本部役員を経験して、個人情報に対する一般保護者の方たちとの意識の差を実感してきた。先程、個人情報取扱の手引きを自治会長に配布しているとの話があったが、是非、個人情報を取り扱うPTAにも配付していただけると、非常に役立つのではないかと思う。PTAは任意団体と言われる部分もあるが、個人情報を収集・提

	<p>供をせざるを得ない立場にあるので、手引きがあると非常にありがたいと思う。</p> <p>教育長 教育委員は、入学者の確認の為に出席するので、名簿は必要な資料である。一般保護者への配付だが、これは社会環境や世論、他市町の状況等を踏まえながら、学校の代表と教育委員会、市P連の代表等で検討して、方針を定めていくのがよいかと思う。</p> <p>尾島委員 各校の広報紙やホームページに子どもの写真を掲載することに対して、同意の有無を確認する手紙が出回る。そういったことから敏感になっている保護者もいると思う。</p> <p>教育長 ずっと以前は、卒業生名簿に子どもや保護者の氏名、住所、電話番号、進路先まで載っていた時代があった。しかし、時代の流れとともにその必要性に変化が生じてきたと感じる。</p> <p>満木委員 幸手市個人情報保護条例第 48 条の罰則規定で規定されている「実施機関の職員」とは誰のことを指すか。</p> <p>総務課長 市の職員全員を指す。</p> <p>満木委員 教職員も「実施機関の職員」に含まれるのか。</p> <p>総務課長 含まれる。</p> <p>教育長 採用・任免は県が行うが、服務監督は市町村なので、条例に反した行為をとれば、教育長の職務権限の中で処罰の対象になってくると思う。</p> <p>中根職務代理者 指定管理者の職員はどうか。</p> <p>総務課長 協定書の中に規定しているので対象となる。職務上知り得た秘密については、業務提携が終了しても守らなければならないことになっている。</p> <p>教育長 事故や事件などで、同級生がマスコミに卒業アルバムの写</p>
--	--

	<p>真を公開する事例は、目的外利用に当たるのか。</p> <p>総務課長 教職員が公開したら違反だが、個人の問題なので、民法上での争いになる。</p> <p>満木委員 市の条例では罰則の主体を、実施機関の職員、委託を受けた者、指定管理者の3者を対象としており、個人は該当していない。しかし、条例では処罰されないが個人情報保護法ではどうなのか。確かに個人情報を出した側と出された側の権利・義務関係は、民事賠償で争われるが、その前提として、包括的な個人情報保護法で処罰されるのか。調べてほしい。</p> <p>中根職務代理人 個人情報保護法の資料で、「卒業アルバムや名簿の写しを第三者にむやみに渡さないでください。」と書いてあるということは、個人情報保護法に抵触してくるのか。</p> <p>総務課長 個人情報を取り扱う側の責任として、成果品を渡す側に注意喚起を促す必要はあるが、渡された側が法の適用を受けるかは、よく調べてみないと分からない。</p> <p>満木委員 情報を取得・提供する際のルールはしっかり決められているが、情報提供された側が乱用した場合の規定については、この資料では分からないのでお調べいただきたい。</p> <p>総務課長 調べて後日回答する。</p> <p>中根職務代理人 今後は、卒業アルバム等にも個人情報の取り扱いに関する注意喚起の注釈が必要になると考えてよいか。</p> <p>総務課長 そうお考えいただきたい。卒業アルバムは、個人の思い出として作られるもので、外部に提供されるのを想定して作られていない。その前提が崩れてきているのであれば、そもそも作る事自体から議論しなければなくなる。</p> <p>満木委員 卒業アルバムは、個人情報の最たるものなので、中根職務代理人がおっしゃるとおり、緊急連絡網と同様、非常に配慮が必要なものだと思う。</p>
--	--

<p>日程第 4 議案第 10 号 幸手市郷土資料館設置 及び管理に関する条例 施行規則</p>	<p>総務課長 調べて、しかるべき指示をしたい。</p> <p>教育長 式典の名簿の取扱については、関係者で検討していきたい。ただし、今回の議題の発端となった、祝辞や告辞をする人や来賓への配慮が必要という教訓は残さなければならないと思う。</p> <p>社会教育課長 議案書により説明する。 《質疑》 なし 《採決》 全員異議なく原案どおり議決。</p>
<p>専決報告第 19 号 幸手市教育委員会教育 長の専決処理に対する 報告について</p>	<p>総務課長 議案書により説明する。 《質疑》 質疑無し</p>
<p>専決報告第 20 号 幸手市教育委員会教育 長の専決処理に対する 報告について</p>	<p>社会教育課長 議案書により説明する。 《質疑》 質疑無し</p>
<p>日程第 5 行政報告 1 教育長報告</p>	<p>教育長 1 各種教育長会議等 2 学校運営に係る校長面接 3 講演等 について資料により説明する。</p>
<p>2 事務局からの 主要な報告</p>	<p>総務課長 平成 30 年度学校施設夏休み工事について 1 八代小学校トイレ大規模改修工事</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 2 さくら小学校トイレ大規模改修工事 3 東中学校トイレ大規模改修工事 4 西中学校トイレ大規模改修工事 5 幸手中学校武道場吊り天井改修工事 6 東中学校武道場吊り天井改修工事 7 幸手中学校第2理科室改修工事 8 西中学校調理室改修工事 9 さくら小学校給食室ガラリ修繕 10 給食室手洗い設備改修工事 <p>指導課長</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 夏季休業中における幸手市教育委員会主催教職員研修会等 2 幸手市内小学校林間学校 3 夏季休業日等 <p>指導課長（吉田幼稚園）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 6月の行事 2 7月の行事・研修予定 <p>社会教育課長</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 非行防止街頭キャンペーン 2 埼玉葛郡市教職員合同現地研修会 3 東部地区人権教育実践報告会 4 子どもセンターバスツアー 5 第11回ランチタイムコンサート 6 カヌー体験 <p>社会教育課長（公民館）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 公民館クラブ連絡協議会第3回常任理事会 2 先生たちの茶道講座 3 ジュニアボウリング講座 4 子ども向け講座「紙飛行機であそぼう」 5 修繕・工事等 6 6月の利用状況 <p>社会教育課長（図書館）</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 報告事項 2 利用状況 3 今後の事業予定 4 予約の多い図書（上位5冊） 5 購入図書リスト <p>社会教育課長（体育施設）</p>
--	--

	<p>1 利用状況</p> <p>2 7月の主な行事予定 について資料により説明する。</p> <p>《質疑》</p> <p>尾島委員 幸手市民文化体育館で開催された自主事業「ピアノ演奏体験」の体験者人数の合計が5人とあるが、開催日ごとの人数を伺いたい。</p> <p>社会教育課長 6月13日が1人、6月20日が4人である。</p> <p>前田委員 トイレ大規模改修工事で、生徒用トイレにウォッシュレットは設置されるのか。</p> <p>総務課長 現在、費用負担がどの程度発生するのか業者と打合せをしている。予定では、東中学校と西中学校の各階のトイレに1箇所ずつウォッシュレットを設置する方向で調整している。</p> <p>前田委員 さくら小学校と八代小学校はどうか。</p> <p>総務課長 市としてはまずは中学校に設置するという事になった。小学校については市長から答弁申し上げたとおり、中学校の保護者からは、ウォッシュレットがあったほうがいいのではないかという声があったが、小学校の保護者からは、ウォッシュレットはいらないという声もあがっていることから、市としてはまずは中学校に設置しようということになった。</p> <p>齊藤委員 学校施設夏休み工事一覧を見ると、複数校を受注している業者があるが、これは同時進行なのか。</p> <p>総務課長 そのとおりである。</p> <p>満木委員 前回定例会の協議事項を受けて、学校と図書館の連携や、先進地事例の取組について指定管理者との間で何か進展はあったか。</p> <p>指導課長</p>
--	--

	<p>現在、図書館で取り組んでいる読書通帳は、図書館で借りた本のみが対象だが、今後、学校と図書館との連携が図れないか考えている。</p> <p>満木委員 地理的に無理な場合もあると思うが、先進地事例の紹介でもあったように、教育機関が子ども達を図書館に連れていけるよう学校と図書館が無理の無い範囲で連携して構築していただきたい。</p> <p>指導課長 すでに市内複数校で、小学校3学年の授業で図書館の施設見学を行っている学校もある。</p> <p>教育長 読書については教育委員会内の調整会議で、例えば読書通帳の達成度に合わせて、もっと小刻みに校長から小さな賞状を出すことも啓発に繋がるのではないかといった議論がなされた。今後、どう具体化していくかを検討していく。</p>
<p>日程第6 その他 1 次回定例会の 日程について</p>	<p>各委員の意見を調整した結果、8月の定例会については、次のとおり決定する。</p> <p>第8回教育委員会定例会 日時 平成30年8月21日(火) 午前9時30分～ 場所 幸手市立南公民館</p>
<p>2 次回の協議事項 について</p>	<p>満木委員 教職員の超過労働を避けるという意味で、IT化などの軽減策に取り組んでいる先進地事例の紹介を含めて、取り上げていただきたい。</p> <p>総務課長 学校事務のIT化ということでよいか。</p> <p>満木委員 成績評価など計算が絡むもの、また事務の引継ぎについても、IT化は非常に有効だと思う。</p> <p>教育長 一回だけでは解決しない問題だと思うので、教職員の働き方改革に伴って国や県の動向に基づき目標を立てて動い</p>

<p>ほか特に重要 と認める事項</p>	<p>な し</p>
	<p>上記会議の顛末を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。</p> <p>平成30年 8月21日</p> <p>教 育 長 山 西 実</p> <p>署名</p> <p>署 名 委 員 中 根 政 美</p>